

議案第 38 号

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例（平成6年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「をいう」の次に「。ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の認定を受けた者に限る」を加え、同号ア中「第15条第4項の規定により」を「第15条に規定する」に、「手帳」を「身体障害者手帳」に、「者（65歳以上75歳未満の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定による認定を受けた者（以下「障害認定者」という。）に限る。）」を「もの」に改め、同号イ中「手帳」を「身体障害者手帳」に、「者（65歳以上75歳未満の者にあつては、障害認定者に限る。）」を「もの」に改め、同号ウ中「（65歳以上75歳未満の者にあつては、障害認定者に限る。）」を削り、同号エを次のように改める。

エ 次のいずれにも該当する者

- (ア) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当するもの
- (イ) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者

第2条第5号カ中「（65歳以上75歳未満の者にあつては、障害認定者に限る。）」を削り、同号キを次のように改める。

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「精神保健福祉法施行令」という。）第6条第3項の1級に該当するもの

第2条第5号に次のように加える。

ク 次のいずれにも該当する者

- (ア) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当するもの

- (イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健福祉法施行令第6条第3項の2級に該当するもの
- ケ 次のいずれにも該当する者
 - (ア) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者
 - (イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健福祉法施行令第6条第3項の2級に該当するもの

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

旧	新	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者(65歳以上75歳未満の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の規定による認定を受けた者(以下「障害認定者」という。)に限る。)</u></p> <p>イ <u>手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害とされる者(65歳以上75歳未満の者にあつては、障害認定者に限る。)</u></p> <p>ウ <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者にあつては、障害認定者に限る。)</u></p> <p>エ <u>手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者にあつては、障害認定者に限る。)</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の認定を受けた者に限る。</u></p> <p>ア <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当するもの</u></p> <p>イ <u>身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害とされるもの</u></p> <p>ウ <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者</u></p> <p>エ <u>次のいずれにも該当する者</u></p>	

旧	新	備考
<p>オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。）別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童</p> <p>カ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1級に該当する障害年金等受給権者（65歳以上75歳未満の者）<u>は、障害認定者に限る。</u></p> <p>キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が1級の者（65歳以上75歳未満の者）は、障害認定者に限る。</u></p>	<p><u>（ア） 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当するもの</u></p> <p><u>（イ） 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者</u></p> <p>オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「特別児童扶養手当法施行令」という。）別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童</p> <p>カ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1級に該当する障害年金等受給権者</p> <p>キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「精神保健福祉法施行令」という。）第6条第3項の1級に該当するもの</u></p> <p>ク <u>次のいずれにも該当する者</u></p> <p><u>（ア） 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当するもの</u></p> <p><u>（イ） 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健福祉法施行令第6条第3項の2級に該当するもの</u></p> <p>ケ <u>次のいずれにも該当する者</u></p> <p><u>（ア） 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者</u></p> <p><u>（イ） 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健福祉法施行令第6条第3項の2級に該当するもの</u></p>	